

令和 7 年度 高齢者クラブ事業助成について

社会福祉法人
豊島区民社会福祉協議会

「豊島区民社会福祉協議会地域福祉活動費助成要綱」に基づき、高齢者クラブが地域住民のための福祉活動として意欲的に取り組む自主的な活動を支援することにより、地域福祉活動の充実と住民福祉の向上を図ることを目的として、歳末たすけあい募金の配分金及び豊島区民社会福祉協議会（以下、本会という。）へいただいた寄付金等を財源とした助成を行います。

1. 名 称 地域福祉活動費助成事業
2. 助成目的 福祉の増進に係る活動を主体的に実施する区内の福祉関係団体等に対し、事業に要する費用の一部を助成することにより、地域福祉活動の充実と発展及び社会福祉の向上に寄与することを目的とします。
3. 対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に実施する事業
4. 対象団体 高齢者クラブ（申請はブロックごと）
5. 対象事業
ブロックで実施する次の事業
（１）地域福祉の増進に取り組む活動
（２）高齢者の生きがい活動
 ＜対象となる活動の例＞
 福祉課題に取り組むための研修・講演会
 地域清掃活動
 文化祭・芸能大会 など
※除外事業
 ・豊島区をはじめとする公的機関、財団など他から補助金、助成金を受けている事業
 ・政治、宗教及び営利を目的とした事業

6. 対象経費

当該事業に要する経費のうち、事業の実施に直接係わる経費とします。

＜対象経費の例＞

会場使用料、講師謝礼、材料費・教材費、資料や写真等の作成経費
その他、会長が特に必要と認めた経費

※除外経費

- ・事業実施とは直接関係のない団体運営経費
- ・事業実施とは直接関係のない備品等の購入費
- ・事前打ち合わせ及び反省会等に係る経費
- ・酒類の購入代金
- ・寸志等の経費

7. 助成金額

1クラブ 7,000円

8. 申請内容の審査

助成の審査は、地域福祉活動費助成審査会において、提出された申請書類により行います。審査会では、助成の可否、助成額等について審査します。

9. 審査の基準

審査会では、下記の項目を基準に審査します。

- (1) 申請事業の予想する成果が、要綱の目的に適うものであること。
- (2) 助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- (4) 当該事業の期待する成果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと。
- (5) 当該事業が助成に頼らず、会費や自己努力等で資金確保に努めていること。

10. 決定・交付請求

- (1) 助成可否の決定通知は、審査会の都合上、9月中旬を予定しています。決定通知は、申請書に記入されている担当者宛てに送付します。
- (2) 助成決定後、助成金交付請求書（様式5）により請求してください（様式は決定通知時に同封します）。請求書提出後、口座振込により助成金を交付します。

11. 交付決定の取消し及び助成金の返還

下記項目に該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取消します。
助成金交付後の場合は、対象金額を返還していただきます。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成金を対象事業以外に使用した場合
- (3) 助成金が交付された事業を実施しなかった場合
- (4) 実績報告による実績額が、当初申請額を下回る場合
- (5) その他この要綱または交付の条件に違反したと認められる場合

12. 実績報告・精算

- (1) 助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に下記書類を提出してください。実績報告・精算が完了していない団体は、翌年度の申請はできません。
 - ①助成事業の実績報告について（様式6）
 - ②実績報告書（様式7）
 - ③収支決算書（様式8）
 - ④領収書の写し
 - ⑤その他本会会長が特に必要と認めた場合の関係書類
- (2) 上記実績報告による実績額が決定額を下回る場合は、助成金の一部を返還していただきます。返還金が生じた場合は、返還金が生じた場合は、書類提出の前に速やかにご連絡ください。
- (3) 実績報告の提出期限は 令和8年4月1日（水）となります。

13. 助成事業の広報について

事業実施に際し、本会助成対象事業であることを広く知っていただくために、チラシ・ポスターなどを作成する際には「豊島区民社会福祉協議会助成事業」と掲載してください。また、当会ののぼりを貸し出していますので、可能な限り掲出をお願いします。

14. 申請手続き

- (1) 申請受付締切
令和7年6月30日（月）
- (2) 申請先
豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 共生社会推進（助成金）担当
- (3) 申請書類
 - ①助成金交付申請書（様式1）
 - ②当該年度の実施計画書（様式2）
 - ③当該年度の収支予算書（様式3）
 - ④その他本会会長が、特に必要と認めた場合の関係書類

※申請書類への押印は不要です。
※令和7年度よりメールでの申請も受け付けます。

15. 助成スケジュール（予定）

5 月～6 月	8 月	9 月中旬	10 月～	～4 月 1 日
申請受付	審査会	助成決定通知	交付申請書受理後 助成金 入金	報告書提出

16. 問合せ・申請先

社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 共生社会推進（助成金）担当
〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 東池袋分庁舎 4 階

Tel 03-3984-9375 Fax 03-3981-2946

E-mail josei@a.toshima.ne.jp